



学校教育情報・堺

平成29年4月14日（金）第1回全市校園長会

学校教育部長の指示・連絡事項

はじめに

昨年度は、個人情報の紛失事案が連続して発生した。今一度、すべての教職員に、市全体が非常事態であることを再確認させ、信頼回復に向け、学校園内で徹底した指導を行う必要がある。

また4月1日より、校内での私物パソコンの使用を禁止しているので、徹底願う。

最近、教員自身のフェイスブック、ブログ、インスタグラムなどに児童生徒の写真や情報を掲載する事案が相次いでいる。幼児児童生徒の情報をインターネット上のオンラインサービスに保管してはならないことも指導してほしい。

1. 人権が尊重される学校園づくりについて

昨年度も、子どもの人権を侵害し、人格を傷つけ、保護者が学校教育に不信をもつという事案が、複数件発生した。人権侵害につながる言動を見逃さない感覚を全教職員で共有すること、また、子どもや保護者と向き合い、態度で示すことは、人権が尊重された学校づくりの基本である。

人権意識の向上と人権課題の解決に向けた効果的な取組を進めてほしい。

2. 教育課程の適正な編成と実施について

教育課程について2点指示する。

1点めは、教育課程の適正な編成・実施についてである。一昨年度には、理科の未指導が大きな問題となったが、昨年度も、中学校の教育課程について、保護者・市民から様々なご意見をいただいている。

教育課程の適正な編成・実施は、学校教育の根幹である。道徳、総合的な学習の時間を含め、教科等の指導の充実に全教員で取り組んでほしい。

今年度から、総合的な学習の時間の全体計画、年間指導計画の様式を変更した。生徒の興味・関心に基づく探究的な学習となるよう、学校全体でカリキュラムを見直してほしい。

2点めは、道徳の教科書採択についてである。

今年度、小学校道徳の教科書が初めて採択される。教科書発行者による謝礼金問題を受け、平成28年4月に教育長名で発出した通知に示した5点の指示を厳守するとともに、発行者から不正な働きかけがあった場合は、毅然と対応し、公正確保を徹底する。

年度末に、新学習指導要領が告示された。29年度は周知・徹底期間だが、幼稚園にお

いては、30年度からの全面実施となる。全面実施に向けての準備を願う。

また、堺高校は、開校10年を迎える。唯一の市立高等学校として、「堺高校のよさ」を知っていただくため、さらなる人材育成と地域への貢献を願う。

3. 適正なごみの処理

昨年度、委託清掃業者が、パッカー車で中学校のゴミを回収する際に、異臭を伴う煙が発生し、それを吸った作業員が目・鼻・咽喉の痛みを訴え、労働基準局から指導を受けるという事案が発生した。

学校園は、一般家庭とは異なり、事業者であることから、ごみの適正な処理と減量の責務を負っている。学校園には、1月から分別収集を本格的にお願いしてきた。ごみの排出については、収集する作業員のことも考え、ルールやマナーには十分な配慮を願う。

4. 生徒指導の充実について

いじめについては、3月に国のいじめの防止等のための基本的な方針（国の基本方針）が見直され、現在、それを受けて堺市の基本方針を改訂中である。今後、各校で、これを踏まえた基本方針の見直しに取り組んでほしい。

全教職員が「いじめは絶対に許されないもの」という共通認識をもち、組織的な指導体制のもと、未然防止、早期対応、早期解決に努めるよう願う。

また、いじめの「解消」は、安易に謝罪をもって解消とするのではなく、いじめ行為が止んでいる状態が相当期間継続し、被害児童

生徒がいじめにより心身の苦痛を感じていないと認められることで判断する。解消まで時間はかかるが、被害の子どもと保護者に寄り添って対応する。

部活動については、生徒や顧問教員の心身のリフレッシュや疲労回復のため、原則として、平日週1日以上、土日祝日は月2日以上、明確に「ノークラブデー」として設定するよう努めてほしい。

組体操については、全教職員で実施の有無も含めて内容を検討し、昨年度校長会で配布した「組体操実施内容及び事故調査報告」等を参考にして、万全な安全対策を講じることを望む。

5. 特別支援教育の取組について

支援学級の指導の充実には、教員の専門性の向上が必要である。教育委員会では、支援学級担当教員の研修の充実に努めていく。各学校においても、校内研修で特別支援教育に関する教員の指導力向上を図るとともに、「あい・ふぁいる」や「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を活用した支援の充実、障害種別による支援学級の適切な運営を図ってほしい。

6. 学力調査について

6月21日（水）には、中学3年生の大阪府中学生チャレンジテストが実施される。対象生徒全員が力を発揮できるよう、適正な実施を望む。